

「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案に対する意見及び市の考え方

【備考】

- ・1通の意見提出について、複数件の意見に分割して整理しているものがあります。
- ・いただいた御意見については、原則、原文のまま掲載していますが、条例と関係ない箇所の削除や、個人情報にあたる可能性があるものを伏せるなどの調整を行っています。
- ・〔斜体文字〕は補足のため加筆したものです。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
1	名称について	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要について 1 名称 *中々難しい所ですが、9月の常任委員会でも出た「観光、散策、スポーツ等マナー〜」も1つの案ですが。	広くマナーを呼びかけることを主眼とし、名称については、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」と改めます。
15	名称について	◆1頁 名称 素案の名称:「鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」 変更名称:「鎌倉市観光・市民生活等マナーの向上に関する条例」 《変更理由》 1. 条例の適用を受けるものは、観光客・滞在者のみならず市民も含まれているので、文言 「観光等」で包含せず、「市民生活」も列記した方が市民への意識の啓発が図れます。 2. 本市が標榜する「住んでよかった、訪れてよかった」のうち「訪れてよかった」は観光客・滞 在者を対象としており、「住んでよかった」は市民生活を対象としています。「市民生活」 を併記しなければ●●です。	広くマナーを呼びかけることを主眼とし、名称については、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」と改めます。
17	名称について	1. 名称・・・名称の見直しを提案 (文案)鎌倉市観光マナーの向上に関する条例 (理由)条例名称に「等」というのは違和感があるので、これを削除し、必要なら「観光」の定義に「等」の内容を規定するべき。	広くマナーを呼びかけることを主眼とし、名称については、「鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例」と改めます。
1	言葉の定義	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要について 3 定義 下線部の追記を希望 【説明】 *〜〜スポーツ、 <u>ハイキング</u> を目的として	条例の解説文作成や条例制定を周知する際の参考といたします。
12	言葉の定義	3. 用語定義 事業者と滞在者の区別 例えば「●●職員」は、市内に通勤する者として「滞在外」なのか、事業を行う●●の職員の立場として「事業者」なのか、どちらも当てはまる気がして、自分はどちらなのか明確に判断できない。	市内への出勤時や退勤時は滞在外等となり、業務従事中は事業者に当てはまります。
15	言葉の定義	◆3頁 下1行 イ 線路の側等危険な場所・・・ 《意見》:路面電車区間の線路の側は、道路と明確に区別がつかますか。	「線路の周辺等危険な場所で撮影を行うこと。」に表現を改めます。
17	言葉の定義	3. 定義 「市民団体」を追加することを提案する。 (文案)市民団体 市民等が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの。(注)つながる鎌倉条例第2条(2)による定義を参考にした。 (理由)9. 迷惑行為の規制内容を市民と分けるため。	市民、事業者、滞在外等の定義、責務を明確にし、必要な施策を実施していくことで、本条例の目的を達成するものと考えており、市民を含む市民団体は追加しません。市民団体には市民や滞在外等が含まれるので、この取扱いがマナーの向上を推進することを妨げるものではありません。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
31	言葉の 定義	2【条例素案の用語・表現について】 条例素案に使われている用語や具体的な表現についての質問や意見を申し上げます。 条例素案の中で最も気になるのは「迷惑行為」という用語です。鎌倉市のホームページに掲載された条例素案の「内容説明」を読むと、「鎌倉市の別の条例で禁止されているものについては、本条例の中で改めて迷惑行為として挙げないこととしています。これは、市の定める条例 で二つの基準が出来てしまうことを避けるためです。」と書かれています。つまり「迷惑行為は禁止事項ではない」という意味です。しかし素案の条文では、迷惑行為は「①土地所有者や管理者の許可無く行う次に掲げる行為」とされています。所有者や管理者の許可が必要な行為ならば、実質的には許されない行為となります。つまり「迷惑行為」という言葉の定義づけが明確でないために、条文を読むと「迷惑行為＝禁止事項」と捉えられる可能性があるのです。 また、内容説明では対象となる場所は「舗装されていない山道等の狭い場所や混雑した場所」と書かれています。この表現では「舗装されていない山道等」が「狭い場所」の例示として捉えられ、「舗装されていない山道等」の全てが対象とされる可能性があります。さらに「走行タイムを競う競技会等」と書かれていますが、この「等」が何を指すかは明らかではありません。このような表現では、本当に危険で迷惑をかける場所や行為だけでなく、安全なトレイルランニングや大会までもが「許可が必要な迷惑行為」と判断されてしまう可能性があると考えられます。 さらに、前述したように他の地域への影響として「トレイルランニング全般＝迷惑行為＝禁止事項」と言うネガティブイメージが高まることも予測できます。もちろん、この条例素案はそのような意図ではないと理解しておりますが、そのような拡大解釈を生じさせないためにも、用語や表現をもう一度検討していただけると幸いです。 以上、長くなりましたが、最後までお読みいただきありがとうございます。 (文責:●●事務局長 ●●)	山道等狭隘な場所は、成人の人と人がすれ違える程度の狭い道を想定しています。また、混雑した場所については、人と人が触れ合ってしまうほど、あるいはそれに近い状態の場所を想定しています。また、走行タイムを競う協議会等の等については、協議会の他、講習会や練習会という名目で時間を競うものを含みます。これは、時間を競うことで、周囲への注意が散漫となり事故を誘発することを避けるためです。 条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
1	責務について	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要について 「4 責務について」: 下線部を追記して戴きたい。 「市の責務」: ～～必要な施策を実施すると共に、その効果について検証する。 なお検証方法として監視カメラの設置や現地での聞き取り調査等がある。 ⇒1 背景 に “～～条例の実効性を担保することが出来ないため～～”とあるが上記の如き方法で可なり有効な検証が可能となる。他の課題に関しても有効性が判明している。現実にも聞き取り調査等は幾らか実施しているのではないかと。 ※同時に1 背景 の記載も もう少し緩和し下記に変更したらどうか。 “～～条例の実効性を担保することは費用、人的に困難なため、～～”	市の責務として、必要な施策の実施の中に検証も含まれます。
1	責務について	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案及び内容説明について 8 滞在者等の責務 下線部追記を希望 【説明】 ※～～ハイキング目的等で～～	条例の解説文作成や条例制定を周知する際の参考といたします。
17	責務について	3. 市の責務 「市民」の次に「市民団体」を追加することを提案する。 「市民団体の責務」を追加することを提案する。 (文案)市民団体の責務 市民団体は、その活動において、公共の場所における迷惑行為を行わないように務めるとともにマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう務めるものとする。 (理由)市民団体を追加したため責務を規定。	市民、事業者、滞在者等の定義、責務を明確にし必要な施策を実施していくことで、本条例の目的を達成するものと考えており、市民を含む市民団体は追加しません。市民団体には市民や滞在者等が含まれるので、この取扱いがマナーの向上を推進することを妨げるものではありません。
18	責務について	1. 「市民の責務」は除外すべきだ。そもそも条例の制定は観光客等のマナーの悪さにより、市民生活が脅かされてきていることに端を発している。市民にマナー向上を求める理由はない。	マナーの向上は、市の取組だけでできるものではないと考えています。既に、市民は自ら良好な環境の保全及び快適な生活環境の保持を目的としてマナーに配慮していると認識しておりますが、事業者、滞在者等も含め、改めて条文の中で、鎌倉市に関わるすべての人の責務を明記することで、「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものです。
1	迷惑行為について	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要について 「2 条例の趣旨及び目的」 ①土地所有者や管理者の許可無く行う次に掲げる行為 ※(細部ですが)上2件は1件に合体しても良いかも。例えば ○車両が通行する道路上及び線路の傍等の危険な場所で撮影を行うこと。 ※○6件目は下線部を追記して戴きたい。 ○山道を含む道路等の狭い場所や～～ ⇒理由は背景にもある様に対象は広く道路と説明されているし、現実一般道路でもトレラン等のランナーが多く危険であるため。 ※○7件目は下線部を追記して戴きたい。 ○山道～～ 競技会、講習会等を～～ ⇒理由は講習会と名を代えて、初心者向け等にチョットした講義？と団体走行を行っているためです。	車両が通行する道路上で立ち止まって撮影を行うことについては、鎌倉高校前駅付近の撮影行為を念頭に置き、線路の側等危険な場所で撮影することは線路に身を乗り出したり、道路に身を乗り出したりすることを想定しており、あえて別々に記載しています。 また、追記の内容については、現在の表現で追加事項が包含されるため、条例の解説文作成や条例制定を周知する際の参考といたします。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
1	迷惑行為について	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案及び内容説明について 9 迷惑行為 これは【施行規則】にする事を提案します。 ⇒理由は市も心配している条例の有効性を適時に現場検証した結果で修正・改定出来るようにするため。 * (1)ウ、キ、ク & (2)ア に共通で修正戴きたい。 (例)ウ 山道を含む道路等の～ ⇒理由は“舗装されていない”と限定する必要がある。上記・素案概要には限定なし。 2、2 条例の趣旨及び目的 ① *○6件目は～での提案で詳細記載済み。 * (1)キ :～～場所で、トレイルラン等で走りながら歩行者を～ * (1)ク :～～場所で、トレイルラン等で走行タイムを～ * (1)ケ :禁止事項として追加を提案する。 「特に葛原ガ岡・大仏ハイキングコースは走行禁止とする」 ⇒理由:特に県内外の小・中学生団体が大量、頻繁に散策・歴史学習をするため歩行者と遭遇する確度が高く、衝突等の事故発生危険度が高いため。 *【説明】 ～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～ ・(1)のキ及びクについては、～～～場所で、トレイルラン等で走って歩行者を～ ～タイムレース、競技会、講習会等を行うことを～ ⇒理由は2、2 条例の趣旨及び目的① *○7件目は～への提案で詳細記載済み	条例の中で迷惑行為を規定することで、その改正にあたっては市議会での審議が必要となります。これは、迷惑行為を条例で規定することで、特定の行為について制限が生じることから、迷惑行為の加除修正にあたっては、広く御意見を募集したり、市議会での議論を通じた慎重な取扱いが必要であると考えているためです。 迷惑行為の中で「舗装されていない」と状況を限定した表現については、削除します。 禁止や規制ではなく、まずは迷惑行為を条例で位置付け、マナー啓発に取り組みます。 なお、迷惑行為として列挙するものについて、特定のスポーツに限定した表現は考えておりません。
4	迷惑行為について	①3人またはそれ以上の旅行者が小町通など幅の狭い道路を横一列で歩く行為や小学生の旅行が多い場合に一箇所に溜まって塞いでいる行為 ②夏に水着のままで店内に入って来て飲食をする ③食べ歩きの人が食べ終わったものを捨てるゴミ捨て場 ④鎌倉での行事(花火大会など)があった場合に空き缶やゴミが散乱している ⑤タクシーを呼んでも台数が少ないのか、渋滞しているのか分からないが20分～30分かかると多い。 ⑥タバコを吸っている煙が商店街に入って来て困っている。吸える公共の場所が欲しい	御意見として、受け止めます。 特に①のように道を塞いでしまう行為については、「複数人で横に広がって通行し、又は立ち止まることにより道路等を塞ぎ、他者の通行を妨げること。」と表現できますが、子供連れや車椅子、視覚障がい者とその同行者でやむを得ず道路を塞いでしまう状況等も想定されることから、迷惑行為として掲げることは適切ではないと判断し今回の条例からは除いています。
6	迷惑行為について	●●の休憩所に設置されている喫煙所は受動喫煙の可能性も高く、小さい子どもも立ち寄り場所、別の場所に移動するか、電子タバコなど、害の少ないものに限って認めるなど、安全性の確保が必要だと思います。	当該土地所有者や管理者が指定した喫煙場所であるため、本条例での迷惑行為としては扱いません。
7	迷惑行為について	禁止する方向ではなく、歩行者に危害をおよぼすようなリスクがある場合はトレイルランナー、マウンテンバイクは歩行者を優先に道を譲る、というような表現の仕方に変更した方が良いかと思います。 同様に「○他者の衣類を汚す恐れのあるような狭い場所や混雑した場所で、歩行しながら飲食を行うこと。」という表現も、他者の衣類を汚す恐れのある場合は、他者を優先し道を譲る、などの表現にした方がよいのかと個人的には思います。 禁止の方向に持って行ったとしても、一見さんである観光客、特に外国からの観光客は鎌倉の条例など知る由もなく、ほとんどが知らずに思うがままの行動をするでしょう。 「禁止」する方向で進めようと、誰かが「監視・管理」する事になってしまい、良い方向にはならないと思います。	条例制定後の周知啓発にあたっては、監視、管理、禁止、規制を目的とした条例ではなく、マナー向上による良好な環境の保全及び向上を目的とした条例であることを念頭に、分かり易く、皆様にお知らせしてまいります。
9	迷惑行為について	条例素案に挙げられた9迷惑行為(2)次に掲げる行為 ア「舗装されていない山道と等の狭い場所や混雑した場所へ自転車、バイク等の車両で歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。」の「危害を及ぼすような乗り入れ」に具体例を明記してほしいです。 私は北鎌倉の里山にある散策路の整備をお手伝いしているマウンテンバイクユーザーです。 現在乗り入れを禁じられていない山道を自転車で走らせてもらうことがありますが、ハイカーや歩行者の姿を確認したときはスピードをおとし、すれ違うときは早めに停車して、道を譲るように心がけています。 それでも、マウンテンバイクを見るだけで「ここを走るな！」と怒鳴り付ける方もいます。 「行為」の人の受け取りかたは様々で、好意や関心のあるなしで悪いことを許容されることもあれば、よいことでも疎まれることがあります。 胸三寸で決まりかねない条例では、マウンテンバイクが山道を走っていた、迷惑行為だ！と一部の声が大きな方が鎌倉市に声を挙げられれば、マウンテンバイクの乗り入れそのものを禁止されるのではないかと危惧しております。 自転車の山道でのどのような行為が迷惑行為となるのかを具体的に明示していただくと、気を付けなければいけないことがわかりやすいですし、ユーザー同士でも共有し、マナー意識の向上をはかることができるのではないかと思います。 また、ハイカーや歩行者、ランナーなど他の利用者とのトラブルも、防ぐことができるのではないのでしょうか。 ご検討をお願い致します。	「危害を及ぼすような乗り入れ」については、例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で歩行者がいるような場所を走り下るといった他者への配慮を欠いた乗り入れは怪我や重大な事故に繋がりがかねないことから迷惑行為としています。 条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
12	迷惑行為について	9. 迷惑行為(1)ア(p3) 立ち止まって撮影を行うこと。 東名あおり運転が「危険運転」に認定されるかどうかの論点に「停車中」であった点が挙がっていたので、これも「立ち止まって」だけに限定しないでよいのではないのでしょうか？	表現を改め、「車道において、立ち止まる等車両の通行の妨げになるような方法で撮影を行うこと。」とします。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
12	迷惑行為について	9. 迷惑行為の中にゴミの投げ捨てや大音量で駅前にて演奏活動をする行為なども含めるべきではないか？ ●●に苦情として寄せられた件 許可をとっていないと思われる演奏家を駅前、二の鳥居などで見かけるが、どこに騒音の苦情を訴えたらよいかわからず困っている。	ごみのポイ捨てについては、「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例」で禁止されています。また、屋外での演奏にあたっては、土地所有者や管理者の許可が必要であり、例えば、歩道などで演奏を行っている場合は、警察署への道路使用許可における対応となります。 土地所有者や管理者に認められた行為については、迷惑行為としては扱いませんが、当該地の所有者や管理者へ許可状況の確認を行う等の対応が可能と考えます。
13	迷惑行為について	●●として意見を申し上げます。目的並びに基本理念は弊会としても考えを同じくしております。特に9の迷惑行為の(2)のイについて弊会としても問題点であり長年にわたり取り組んできた経緯があります。 1 食べ歩きの件に関して 近年小町通りは食べ歩きが横行して、市民の方々より鎌倉に相応しくないとの声が寄せられています。弊会としてこの問題に対処すべく会員にアンケートを実施したところ、3割ほどの会員は食べ歩きを肯定する意見がありました。また、滞在者のかたでも通りの魅力として捉えている事もあり、全面禁止は難しいと結論致しました。その上で問題に対処すべきマナーアップキャンペーンを計画中で近々実施する予定です。条例が制定されれば追い風となり歓迎いたします。	いただいた御意見を参考に、条例の制定に向けて、進めてまいります。
14	迷惑行為について	1) 団体での行為に関する記載の追加について 過去に参加した●●主催のハイキングコース利用者に対するアンケート結果や友人などからの意見を伺うと、団体がハイキングコースを利用する方々の振る舞いに対して迷惑に感じている方が少なくないようです。 私自身もハイキングコース利用中に、20名以上にも及ぶトレイルランニングの商業ツアーの一行が、ハイキング中の私達のすぐ脇を走り抜けて行ったり、坂を歩いて上っている私達に対して、誰一人道を譲らないどころか、そのまま駆け下りて来たりして怖い思いをしたことが何度かあります。 またある時は、ある団体がハイキングコースの分岐点で滞留して話に興じるあまり、周囲に対して注意散漫となり、通行を妨げられ迷惑したこともあります。 参加者が何十人も居る中高年のハイキング団体が、前方をノロノロと歩いていたため、通行を妨げられて迷惑したといった意見も耳にしたことがあります。 本来ならば、団体の主催者が、個人の利用者に対して配慮を怠らないようにすると良いと思いますが、未だにこのような行動が散見されるということは、既に理想論は通用しないということです。 そのため、狭いハイキングコース内における団体行動に対して、何らかのルールの策定が必要ではないかと考えます。 例えば以下のような注意事項も追加してはどうでしょうか。 ・後から追いついてきた他の利用者に対しては、原則道を譲る。 ・前方から来る他の利用者に対しては、原則道を譲る。 ・滞留して、他の利用者の通行を妨げないよう十分配慮する。 ※「団体」がどの程度の人数かは、大まかな数字を定義する必要があると思いますが、個人的な感覚では、10人以上が団体の定義として適切ではないかと思えます。	複数人で道を塞いでしまう行為や他者の通行の妨げになる行為については、「複数人で横に広がって通行し、又は立ち止まることにより道路等を塞ぎ、他者の通行を妨げること。」と表現できますが、子供連れや車椅子、視覚障がい者とその同行者でやむを得ず道路を塞いでしまう状況等も想定されることから、迷惑行為として掲げることは適切ではないと判断しました。 マナー意識啓発にあたっては、いただいた御意見を参考にしていまいります。 なお、条例への反映はしないものの、歩行者でも無理な追い越しや道を塞いでしまうなど、他者への配慮が求められる部分があると考えており、今回の御意見を踏まえ、マナー啓発の際に呼びかけを行う項目として含めるなど、検討していきたいと考えています。
15	迷惑行為について	◆4頁 上1行 素案: (1)ウ、キ、ク。(2)ア 舗装されていない山道等の狭隘な場所のうち・・・ 変更案: 文言「舗装されていない」を削除する。 山道等の狭隘な場所のうち既に通路の用に供された公共の場所を利用せず、・・・ 《変更理由》 舗装されているか、否かに関わらず、山道等の狭隘な場所は危険です。	御意見を反映し、「舗装されていない」を削除します。
17	迷惑行為について	9. 迷惑行為 (1) 「ウ」について 本項は文章がむずかしく読んだだけでは意味不明である。「説明」の内容を条文に明記するべき。ハイキングコースからはずれないようにすることはマナーというより義務ではないのか。 「カ 看板を設置すること」について いわゆる3大ハイキングコースは市が看板(標識)を設置していると理解している。ただしハイキングコースに接続した山道については看板(標識)がない。現状では市民や市民団体が自主的に設置している例も多い。これらすべてを一律に禁止することは実情を理解していないといわざるを得ない。要綱でかまわないので運用規程を定めてほしい。その場合に市民と市民団体を分けて規制してほしい。市民団体としては内部統制として運用規程を遵守することにやぶさかでない。 「キ」について トレイルランナーに対する規制であるが、「すれ違い」については歩行者が見えたら歩くことを義務化してほしい。なぜなら歩行者にとって、走行中のランナーが見えると危険を感じるため。また、歩行者の他に山道で作業している者を含めてほしい。	ハイキングコースからはずれないようにすることについては、「山道等通行の用に供された場所から、その場所の外へ立ち入ること。」という表現としました。 土地所有者や管理者の許可を得て看板を設置することは迷惑行為には該当しませんが、ハイキングコースに接続した山道については、必ずしも、土地所有者や管理者の承諾を得ているものといえないものも見られます。また、市が紹介していない道へ誘導するような内容の看板もあります。 その他、看板については、土地所有者や管理者の許可の無く設置するものとして、他者の通行に支障をきたす看板設置も迷惑行為として挙げられます。 条例検討にあたり、禁止、規制、義務化を行う条例としても、そのエリアが広範囲にわたるため監視が困難であることから、条例の実効性を担保することができないため、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることとしました。 歩行者については、歩行者等とし、作業をしている人も含めることとします。
18	迷惑行為について	3. 観光客を相手に商売を行う土産物店、飲食店に対しても看板、のぼり、客引き等、道路の不法占有を含め迷惑行為として排除できる規定を設けるべきだ。	土地所有者や管理者の許可無く看板を設置することは迷惑行為として位置づけられています。観光客を相手に商売を行うお店など、対象は限定せずに広くマナーを呼びかけるものです。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
19	迷惑行為について	②我が家は、歴史的風土保存及び風致地区にあります。家の向かいにあるお店●●の飲食店”●●”があり大変困っています。私共の居室及び庭に面した道路に常時50人くらい多い時は80人位の観光客が長時間にわたり道路に並んでいてとても迷惑しています。具体的には数十人が何時間も並んでいるため、話し声がうるさく窓を開けることもできないし、庭に出過ぎすこともできません。また観光客の並んだ列から家も丸見えになるため、仕方なくフェンスを見えないものに工事をして替える等現在具体的に検討中です。これは費用もかなりかかるため本来この観光客の行列がなければ必要ないものであります。このお店の行列は小町通りでも見かけないほどの長さであり住環境を侵害されています。例えば整理券を配る等の指導、更に条例で公道に人を並ばせてはいけないなど、の規則を制定して頂きたいと思います。 又 観光客は何時間も 混んでいるときは2～3時間待たされるため私共の家の陰でたばこを吸い捨てていくことも多々あります。何時間も立ってくたびれたひとが私共の家の敷地内に座っていることもよくあります。 とにかく住宅地の中のお店で何十人もの人を並ばせることに対しての、何らかの規制対策を早急にお願ひ致します。本当に住みにくい鎌倉になっています。この件は観光客のマナーというよりは観光客増加に伴い利益を享受している事業者に対してではあります。対策条例等対応をお願いします。	店舗の行列については、条例で広くそのマナーを呼びかけるものではなく、個別に店舗で対応するものと考えています。
19	迷惑行為について	③ここ二三年くらい駅のトイレ特にCIALの並びにある駅外のトイレの汚れがひどいです。ゴミやペットボトルが便器の中に捨ててあるのを見かけます。これは 東京の新宿や表参道なども同じ状況でした。訪日外国人観光客の増加に伴うものであるのは明らかですので、トイレの中に 英語及び中国語での注意書きを出すべきだと思います。	市の設置する公衆トイレの利用マナーについては、トイレ内部での多言語による啓発を検討します。
19	迷惑行為について	④昨日、今日も観光客の車輛と思われます(雲母又は銭洗弁天)にきた車輛が私共の私有地を含む道路(トンネル手前)に駐車している状況です。駐車している度に警察に連絡するわけにもいかないのこの様な場合に対応できる条例をお願いしたいと思います。	車両の違法駐車については、鎌倉特有のマナー違反とは言えず、私有地での駐車については、土地の所有者や管理者が対応するものであると考えます。
20	迷惑行為について	「鎌倉市観光等 マナーの向上に関する条例」素案への意見 ●ペットとの観光についての意見(前提) 神奈川県民でない人は神奈川県条例のリードの長さの決まりを守っていない人が多い。 鎌倉の人ごみの多い通り(小町通りや由比ヶ浜通り・御成通)他、ペットを歩かせての観光に対しての意識の低さ。 ・小型犬・中型犬の場合、目線が飼い主の観光意識からか、ペットをないがしろにしてしまい、商店街などでの商品におしっこをかけてしまうことや、うんちの放置が見られる。 ・リードやネームタグの必要性を強化して、観光案内所での冊子にも明記する(ノーリードでの迷子・ロングリードでの足への絡みつき転倒被害への回避) ・どの犬種であろうとも、犬のトラブル(犬同士の喧嘩・子供など人間い噛み付く)などの恐れがあります。日頃の生活圏外なので、恐怖心が高まり、防御に出る場合が多いです。 です。ので、飼い主の躰マナーが問われます。 リードの長さ調節や、もしくはバギーやカートでの移動が望ましい。 提案(観光案内所などでバギーのレンタルもできるシステムがあるといいと思います。これは混雑時に人の目線が下に行かない場合に蹴られたり、踏まれたりする場合を回避することができます。炎天下に歩かせ熱中症になることも避けられます) ・マーキング癖のある子はマナーベルトやオムツの着用をできたらお願いします。 もしくは水を持ち歩き、してしまったら、必ず水で流すことをお勧めしたい。夏場の匂いはひどくなるため。 提案(観光案内上なので(観光案内所等で)ウンチ袋とお水のセットを小さなトートバッグなどを鎌倉オリジナルで作り、販売することで、鎌倉市民以外の人にも犬の散歩マナー向上が見込めるのではないでしょう)	ペットについては、「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」の中で、飼養者の遵守事項として、公共の場所を損壊し、又は汚物で汚さないことを規定しており、改めて本条例では迷惑行為として挙げることはいたしません。
20	迷惑行為について	●観光ルートの住民意見 ・カーナビには迂回ルートで通れることになっている道が(まぼ、大型の車やサンデードライバーにはかなり運転が困難な道には、 「住民のみ通行」「道幅狭くなっています」 などの看板設置での、私有地でのUターン禁止をお願いしたい。 ・TV番組の影響で地域住民への生活被害が出そうな場所にはガードマンなどの配置 ・駅周辺だけでなく、人が迷いそうな場所には観光ボックスの設置をし、観光案内地図を駅前から離れても手に入る場所を作る	私有地でのUターンの防止については、土地の所有者や管理者が対応するものであると考えます。
		なお、観光ボックスの設置については、観光に関する御案内方法への御意見として参考にいたします。	

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
21	迷惑行為について	□提案① 9 迷惑行為 (2) 次に掲げる行為 ア 舗装されていない山道等の狭い場所や混雑した場所へ自転車、バイク等の車両で歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。 素案中に上記項目がありますが、危害を及ぼすような乗り入れが、具体的にどのような行為であるのかは、個々の解釈や印象に左右される抽象的なものであり、また自転車と歩行者ではそれぞれの立場から相違があると考えられますので、現状素案は条例の文面としては適切ではないのではと感じています。 また、自転車とオートバイ(バイク)という、二輪という括りだけで、一般解釈としては原動機の有無による全く違う乗り物が同列に扱われているのも疑問に感じています。 以上の点より、上記項目については文言の再考、あるいは項目自体の削除をご検討いただきたいと思います。	「危害を及ぼすような乗り入れ」については、例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で歩行者がいるような場所を走り下りるといった他者への配慮を欠いた乗り入れは怪我や重大な事故に繋がりがかねないことから迷惑行為としています。 条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
23	迷惑行為について	9(2)アの次の記載について、3点、意見を述べます。 「舗装されていない山道等の狭い場所や混雑した場所へ自転車、バイク等の車両で歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うこと。」 ①自転車とバイクを同列に扱っていますが、山道などの路面へのインパクトや歩行者に及ぼす危険性の観点で、動力付きのバイクと自転車では大きな差があります。バイクについての規定は、別の項を設けるべきです。 ②迷惑行為を規定したものととして、この文の表現は解釈の幅が大きく、自転車の乗り入れを過剰に排除する動きに繋がりがかねません。レクリエーションのあり方が多様化している現在、山道の利用者は歩行者だけではないので、条例の主旨に即して、マナーに配慮した上で自転車も山道を利用できるということを明記すべきです。	「危害を及ぼすような乗り入れ」については、例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で歩行者がいるような場所を走り下りるといった他者への配慮を欠いた乗り入れは怪我や重大な事故に繋がりがかねないことから迷惑行為としています。 条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
24	迷惑行為について	山道等の狭い場所や混雑した場所に自転車バイク等の車両で歩行者に危害を及ぼすような乗り入れを行うことに關して。 →内容がざっくりとしているので、私の所属する●●やトレイルランニング関連の団体が存在するので、条文章や決まりの素案に各団体の協力を仰ぐ。 一方的に禁止をするのではなく決まりやマナーの遵守を呼びかけ、他の懸念事案の見張り役になるような流れにもっていかけるのではないかと。	「危害を及ぼすような乗り入れ」については、例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で歩行者がいるような場所を走り下りるといった他者への配慮を欠いた乗り入れは怪我や重大な事故に繋がりがかねないことから迷惑行為としています。 本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるためにマナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。
27	迷惑行為について	■最初に結論としての提案 最初に私からの意見と提案として、『2 条例の趣旨及び目的』→『☆公共の場所における迷惑行為として位置づける項目』→『①土地所有者や管理者の許可無く行う次に掲げる行為』と『②次に掲げる行為』の以下の項目の変更などを提案します。 ●『山道等の狭い場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。』を、 『山道等の狭い場所や混雑した場所で、徒歩やランニングあるいは自転車などの通行方法の如何に関わらず、無理な追い越し、又は、すれ違いを行うこと。』へ変更。 ●『山道等の狭い場所や混雑した場所で、走行タイムを競う競技会等を開催すること。』を、 『山道等の狭い場所や混雑した場所で、徒歩やランニングあるいは自転車などの通行方法の如何に関わらず、走行タイムを競う競技会等を開催すること。』へ変更。 ●『山道等の狭い場所や混雑した場所へ、自転車、バイク等の車両で歩行者に危害をおよぼすような乗り入れを行うこと。』を削除(上記に統合するため)。 提案は、以上の三項目です。 ランニングだけでなく自転車や徒歩でのマナー向上も同様に扱うために、それぞれの項目をランニングだけに限定せず、徒歩や自転車にも適用できる文言へ変更。それに従い『自転車とオートバイ等の車両で歩行者に危害をおよぼすような乗り入れ』の項目を削除、という流れとなります。 以下にその理由などを詳細に説明します。	御提案いただいた「通行方法の如何に関わらず、無理な追い越し、又は、すれ違いを行うこと」については、無理な追い越しでなければ、走ってよい、自転車に乗ったままでよいなどと解釈されるおそれがあり、反映は難しいと考えます。 また、自転車利用者、ランナー、歩行者については、それぞれ移動形態、速度及び危険性が異なり、一括りで迷惑行為を定義付けられるものではないと考えています。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
27	迷惑行為について	■上記提案に至った理由の説明 最初に気になるのは、『☆公共の場所における迷惑行為として位置づける項目』の『②次に掲げる行為』のうち、『山道等の狭い場所や混雑した場所へ、自転車、バイク等の車両で歩行者に危害をおよぼすような乗り入れを行なうこと』です。 まずは『自転車、バイク等の車両で』の文言で自転車とオートバイ(原動機付自転車や自動二輪車)を一括りにしている点が問題と感じます。 そもそもオートバイ等の動力付きの車両は、道路交通法などで危険な運転を禁止や規制されていますし、道路標識などで明示的に乗り入れ禁止や規制が可能で、違反した場合の罰則もあります。『山道等』への乗り入れを規制するにも、やはり道路標識や看板などで明示的に規制できるはずで、ここでオートバイ等を持ち出すのは、条例素案の『5【参考】他の条例で規定されている禁止行為について』にある路上喫煙や自転車放置などを今回の条例素案から除外していることと同様で、重複することであり、意味が無いと考えます。 そのうえで、この項目の自転車等の軽車両に限るとしても、『歩行者に危害をおよぼすような乗り入れを行なうこと』の基準が曖昧です。 一方トレイルランニングについては、『①土地所有者や管理者の許可無く行う次に掲げる行為』の『山道等の狭い場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。』と、『山道等の狭い場所や混雑した場所で、走行タイムを競う競技会等を開催すること。』と、二つの項目に分けて迷惑行為の内容に具体的に言及しています。 また、『1 背景』には『特定の場所を対象とするのではなく、「行為」に着目し、ハイキングコースを含む市内全域に適用するマナーの遵守を促す条例を制定しようとするものです』とあります。 内容説明の『これらの行為は、土地所有者や管理者の許可があったとしても、第三者に不利益が発生するおそれがあり、条例で認められるものではないことから、土地の所有者や管理者の許可の有無に関係なく迷惑行為として示しています』という箇所と考え合わせると、この条例で定義する迷惑行為の適用は強力かつ広範囲に設定されています。よって、適用される「迷惑行為」の内容や基準は、何が駄目で何が大丈夫なのかを慎重に決める必要があり、具体的かつ明確にすべきと考えます。	バイクについては、オフロードバイクを利用して山道に入る方や、山道沿いにお住まいでオートバイを日常的に利用される方を想定しています。条例との重複については避けていますが、法律で禁止されている行為でも本条例で迷惑行為として挙げているものがあります。禁止については法律に準拠し、本条例では市の責務として未然防止に努めることを挙げています。 「危害を及ぼすような乗り入れ」については、例えば、見通しの悪い山道等の下り坂で歩行者がいるような場所を走り下るといった他者への配慮を欠いた乗り入れは怪我や重大な事故に繋がりがかねないことから迷惑行為としています。
27	迷惑行為について	また同じく『1 背景』には『特定の場所を対象とするのではなく、「行為」に着目し、ハイキングコースを含む市内全域に適用するマナーの遵守を促す条例を制定しようとするものです』とあります。同『1 背景』には、トレイルランニングでの問題が今回のマナー向上条例素案につながったとありますが、できあがったこの条例素案にはトレイルランニング以外にも写真撮影や食べ歩きなど、一般的なマナーにまで言及しています。 けれども、トレイルランニングや自転車などの山道等での迷惑行為には言及しているのに、ハイキング等の徒歩での通行による迷惑行為が定義されていません。マナー向上を目指すのであれば、ランニングや自転車以外にも、ハイキングや散歩など徒歩での利用者の迷惑行為についても定義して同様に扱うべきだと考えます。 私の今までの里山自然の保全整備活動などへの参加の経験からすると、トレイルランニングや自転車での問題点や課題はもちろんありますが、ハイキング等の徒歩での山道の利用者にも問題点や課題が無いわけではありません。 よって、徒歩(ハイキングや散歩)やランニング、自転車と通行の手段は違っても、迷惑行為の内容や基準については同列に扱うことが良いと考えます。 以上のことから、最初に結論として書いたように、三つの項目について改変と削除をすることで、これらの問題点を解消、および当初の条例の目的を満たすものと考えました。	本条例を作成する背景となった陳情やこれまで観光課にいただいた御意見では、歩行者のマナーに関する指摘内容は、見られませんでした。 市としても、歩行者でも無理な追い越しや道を塞いでしまうなど、他者への配慮が求められる部分があると考えており、今回の御意見を踏まえ、マナー啓発の際に呼びかけを行う項目として含めるなど、検討してまいります。
28	迷惑行為について	ハイキングコースや山道といっても、ある程度道幅があり、いわゆる赤道と呼ばれる公道もあります。 自転車の走行を一律に禁止するのではなく、狭い場所を除いて、歩行者への配慮を十分に行う自転車の走行を、ランニング者と同様に認めるべきと考えます。 この素晴らしい自然を歩行者・ランニング者・自転車の3者で円滑に分ち合えるよう、下記のようなルール作りをご検討ください。 ・狭い場所では、自転車を降りて引く ・追い越す場合は、「通ります」と声をかける ・複数の自転車の場合は、「あと何台きます。私が最後です。」などの声をかける ・歩行者に危険を及ぼす、あるいは危険と感じるような自転車の走行を撲滅するために、 個人を特定できる番号を記したゼッケンなどの着用を義務付け、歩行者からの通報が出来るようにすることも一案	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部のエリアでの行為やスポーツを禁止、規制するものではなく、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることで誰もが気持ち良く過ごすことができるよう意識啓発を図るものです。 マナー啓発にあたっては、頂戴した御意見を参考にしていまいります。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
29	迷惑行為について	キ 舗装されていない山道等の狭あいな場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。 上記に関して、意図については賛同するのですが、上記表現では、走らなければ良い(早歩きなら良い)という解釈ができると思います。他人がつまづいたり、転んだりすることを誘発するような行為は、走ることに限らずマナーとして定義すべきと考えます。また混雑した場所(休日の小町通など)を想定すれば、走ることは不可能な状況も多々あり、走るよりも他人への接触が危険行為となると考えます。『走る』というキーワードに拘りすぎて、回避したい状況を回避するための表現となっていないと考えます。 また、これらは許可があれば実施して良い内容でもないと考えます。	歩行者でも無理な追い越しや道を塞いでしまうなど、他者への配慮が求められる部分があると考えており、今回の御意見を踏まえ、マナー啓発の際に呼びかけを行う項目として含めるなど、検討してまいります。
30	迷惑行為について	狭い場所や混雑した場所での競争は今の鎌倉トレイルでは論外としても、休日などにやってくる数十人単位の団体のハイカー客が狭いシングルトラックを占領してしまう(すれ違いに長時間待たされる)事案が多々見受けられます。山道のキャパシティに対して利用客が多すぎるのはここ数年の鎌倉トレイルの実態だと思います。 ぜひ団体利用に関してもグループ分けやスケジュールの調整などを推奨する旨提示していただきたいと思います。もちろんトレイルランにかんしても団体利用の際、グループ分けや時間帯の調整を関係各位に依頼しています。	歩行者でも無理な追い越しや道を塞いでしまうなど、他者への配慮が求められる部分があると考えており、今回の御意見を踏まえ、マナー啓発の際に呼びかけを行う項目として含めるなど、検討してまいります。
30	迷惑行為について	また、走ること以外で”火気を使用すること”の趣旨ですが、当然土地の所有者、管理者関係なく山での火の取り扱いには災害に直結する可能性があるため、止めていただきたいことは理解ができます。一方、ハイキング・トレッキングで食事をされているほとんどの方は、専用のバナーなどを所持されています。具体的にはお湯を沸かしコーヒーを作る、カップラーメンを食べるなどです。器具も安全に配慮した作りです。で枯葉の上などで使用しなければ問題が起きる可能性は低いと考えます。ごく稀にカセットコンロや小さなバーベキューコンロを持ち込む方がいますがこの場合、安全管理意識が低いため禁止対象にしたほうが良いかもしれません。鎌倉へハイキングに来て自然の中で暖かい食事を摂ることは素晴らしいことです。ぜひ、山の専用火気類に限って使用可能にしていきたいと思います。またその場合、使用できる場所も提示していただければ良いと思います。以上、マナーの向上に関する条例案に関してパブリックコメントとして提案させていただきます。	草花や枯葉がまわりにあるなど引火、火災発生リスクの有る場所で、土地所有者や管理者の許可無く火を使うことを迷惑行為としています。暖かい食事を摂ることは素晴らしいことかと思いますが、火災を誘発しかねない行為については、迷惑行為としています。
5	条例全体について	特にありません。	条例の制定に向けて、進めてまいります。
7	条例全体について	当方、鎌倉市には国内外の友人を年に数回案内するしたり、ハイキングをしたり、している者です。また鎌倉市ではありませんが、隣の逗子市、葉山町、横浜市でもハイキングをしたり、マウンテンバイクで走ったりもしております。(鎌倉市はハイカーが多いためマウンテンバイクで走ることは基本ありません) 「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要を読ませていただきました。全体として曖昧な表現になっている思いました。行政として、はっきりとした境界線を引けないのはわかるのですが、一部曖昧過ぎて、条例となった場合、個人が好きなように理解してそれを強要する場合があるのではないかと危惧する表現が見受けられます。例えば「○山道等の狭い場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。」、「○山道等の狭い場所や混雑した場所へ、自転車、バイク等の車両で歩行者に危害をおよぼすような乗り入れを行うこと。」バイク(原動機付)の是非はわかりませんが、それ以外でいいますと、どちらもハイカー、トレイルランナー、マウンテンバイカー(自転車)がそれぞれを思いやって、譲り合いながら共存共栄しましょう、という事だと思います。ただそう思えない人(例えばハイカー)がこの文を読むと、例えばトレランはダメ、マウンテンバイク(自転車)はダメ、と理解してもおかしくありません。	条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
7	条例全体について	それぞれ個人が他人に思いやれる気持ちを持ってすごしてもらうような条例になればいいかと思っています。	御指摘の意識をお持ちいただけるよう周知に努めます。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
8	条例全体について	鎌倉市に在住して35年以上、子供のころから鎌倉の山をいろいろと楽しんできました。 そんな中、鎌倉のハイキングコースでいろいろな問題が起きていることにとても残念に思っています。 『ハイキングコースにおけるトレイルランニング愛好家の増加に伴い、ハイカーが接触による滑落、転倒事故等の危険にさらされているとして、ハイキングコースにおける走行の全面禁止』との協議をしていたようですが検討していただいたように多くの問題から得策ではないと思います。 また、野山を楽しむ楽しみ方も昔と違い、ハイキング、トレッキング、トレイルランニング、マウンテンバイク等々、多様化している中で一部を排除するやり方は時代にそぐわないと思います。 しかし、危険な事も現実だとは思っているので発想を逆にして走行可能なエリアを指定、コースガイドのパンフレットなどを作成し積極的にPRをしてみてもいいかでしょうか？ もちろん主要なハイキングコースは走行を禁止、歩行のみにしますがハイキングコースから枝分かれする道は比較的ハイカーも少なくトラブルも少なくなるので走行可能にしてはいいかでしょうか？ また枝分かれする支線から下りた地域の飲食店などをパンフレットでPRすることでトレイルランニング愛好家に休憩していただき、更なる地域活性化につなげる事ができるのではないのでしょうか？ 子供のころから鎌倉の山を楽しんできた私は素晴らしい鎌倉の野山を老若男女、多くのみんなが楽しめるようになればと思っています。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。 なお、走行可能エリアの指定、コースガイドパンフレットなどの作成、特定のお店の紹介については、指定エリア周辺の所有者の把握や承諾の取り付け、整備等で多くのコストが想定され、現状では対応が難しいですが、御意見として受け止めます。
10	条例全体について	私は登山とトレイルランを趣味としており、時々鎌倉市内のトレイルも利用いたします。 確かに私自身も危ない経験もありますので、マナーの行き届いていない方も残念ながらおり、今回の条例はなかなか難しいことと考えます。 ただ、そういった経験があるからこそ、私自身はハイカーの方とすれ違うときは歩いて声かけして抜いたり、抜くべきでないところは待ったりと十分注意しているつもりです。 中にはハイカーの方にも、狭いトレイルを道端いっぱいまで広がって話に夢中だったり、イヤホンで声かけにも気付かないことも稀にあります。 走る行為だけ条例、規制するのではなく、制定するのであればそういった行為に関しても述べる必要がありますし、またトレイルも全域ではなくメインルートに限ったほうが良いのではとも思います。 トレイルランを嫌悪している方も少なからずおり、悪い行為だけを監視しているとも聞いたこともあります。 両方の立場が分かるからこそ、この件について非常に心を痛めております。 お互いに足を引っ張り合ったり、揚げ足ばかり取るのではなく、気持ち良くトレイルを利用して楽しんでいくために、良い協力関係を築いていけるような条例になってほしいと願っております。 前向きに検討していただくようお願いいたします。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。 なお、道幅いっぱいまで広がって、他者の通行の妨げになる行為については、「複数人で横に広がって通行し、又は立ち止まることにより道路等を塞ぎ、他者の通行を妨げること。」と表現できますが、子供連れや車椅子、視覚障がい者とその同行者でやむを得ず道路を塞いでしまう状況等も想定されることから、迷惑行為として掲げることは適切ではないと判断し今回の条例からは除いています。
11	条例全体について	市内に在住している者ではありませんが、週末は鎌倉に行くことが多い者です。観光客のマナーの悪さは確かに感じております(自身も観光客的な立場ですが)。 条例に記述の中で一つだけ意見を言いたいと思います。山道への自転車での乗り入れの件です。鎌倉市内のハイキングコース(山道)でメジャーなコースはほぼ自転車の乗り入れは行われていないと思います。昨今では自転車(マウンテンバイク)愛好家のほとんどは、山道での走行において非常にマナーに気を付けています。ハイカーの多いコースへは乗り入れは控えている現状です。私自身も自転車愛好家であり、峯山の会でも自転車愛好家がありますが、雑誌、自転車店での啓蒙、自主的な団体の自主ルール策定などがあり意識はとても高まっています。里山保全やハイカーとの共存、山を共に楽しむという意識です。具体的には、ハイカーがいたら自転車を降りる、無理な走行はしない、雨天など路面を痛めるときは乗り入れないなどです。また、積極的に鎌倉を含む近隣の里山保全活動にも参加している自転車愛好家もたくさんいます(梶原地区、台峰地区の保全活動に参加しています。他に葉山、逗子、横浜地区。) 私自身は、一方的な締め出しではなく、ハイカー、トレイルラン、マウンテンバイク愛好家も含めた多くの人がルールを守って鎌倉の豊かな自然を楽しめれば良いと思いを活動しています。地元の多くの団体は高齢化が進んでいる様です。自転車愛好家を含む多くの若い世代が関わって、自然豊かな鎌倉の山が保全されていけば良いと思っています。マナーの悪い人を締め出すことで、多くの可能性がある人材も締め出されることにつながる事が心配です。 以上、乱文ですが私の意見とさせていただきます。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるためにマナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。 条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
16	条例全体について	今回の条例内容についてはその大半が常識的な内容だと思っております。 一点、条例の有効範囲について疑問があります。例えば天園ハイキングコースのような市が認定するルートに関しては理解できますが、鎌倉市と逗子市の市境であるやまみルート(久木大池公園から朝比奈切通しにかけてのルート、横浜市との市境とも隣接。●●で整備維持活動を実施)や巡礼古道(ハイランド在住の鎌倉・逗子市市民有志で整備)、名越切通し(逗子市と鎌倉市隣接地、●●で整備維持活動を実施)など、鎌倉市かどうか一見して定かでない場所でのルール設定に疑問を感じます。そもそも、普段維持整備活動をしている我々がマナーを守って走っていても、市境を認識しない方から注意を受けるリスクがあります。その場合、どのように鎌倉市は対応されるのでしょうか？ 条例では市内全域を条例範囲に設定するように読めるのですが、隣接自治体および関係者に迷惑の及ばないように管理をすることができるのでしょうか？ もし、それができないのであれば、範囲の見直しが必要であると考えます。少なくとも隣接自治体に在住し、日々トレイルランニングを楽しみ、その分、維持整備活動しつつ、ルールマナーを普及している立場からすると大変迷惑です。是非とも条例の範囲については市の認定しているハイキングコースといった形で鎌倉市がきちんと管理把握している範囲再検討いただけますようよろしくお願い申し上げます。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部のエリアでの行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることで誰もが気持ち良く過ごすことができるよう意識啓発を図るものです。 なお、隣接市とは適宜情報を共有し、必要に応じて協議を行います。
18	条例全体について	4. 観光により市民生活が不便をきたし、住民税等が市民にではなく観光客、観光業者のために消費されるのはごめんだ。観光客から何らかの迷惑料を徴収する方法を検討すべき。これにより、観光客、観光業者のマナー向上につながるかと考えている。	本条例は、マナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。観光客が多く訪れることについて抱く市民感情を少しでもプラスに転化させ、かつ、観光客の方にも鎌倉を満喫してもらうことを実現できるよう、マナー向上に対する啓発に取り組んでまいります。
19	条例全体について	①トレランに関しては、禁止で良いと思います。観光客の多い鎌倉でなくとも神奈川県内で適した場所がいくらかもあると思うので。いつか大変な事故につながると思うので。	迷惑行為として挙げるものについて、特定のスポーツに限定した表現は考えておりません。禁止や規制ではなく、まずは迷惑行為を条例で位置付け、マナー啓発に取り組むこととします。
21	条例全体について	提案② 上記の一方、今回条例素案については、マウンテンバイカーとして、山道を共有する様々な方々(観光、トレイルランニング、ハイキング)とお互いの安全を高め、マナー向上に寄与出来るものとも考えております。 自転車と歩行者が抱える潜在的なリスクとしては、見通しの悪い曲がり角での出会い頭の危険が最も高いと思われます。それを回避するためにはお互いのマナーも大切ですが、危険があると思われる箇所の整備改善が重要と思います。 具体的には、鎌倉市内の山道で見通しの悪いカーブのヤブ刈り等を、市の認可を得た上で、同様のリスクを持つトレイルランナーと協力しボランティアで行う事が出来れば、見通しが良くなる事で物理的に安全度は高まりますし、結果として危険箇所の共有化にもなるので、マナー向上へも大きく寄与できます。 加えて、ヤブ刈りによる山道整備を行う事で観光客やハイカーの方々にも気持ちよく利用してもらえるものと考えます。 マウンテンバイカーやトレイルランナーの大多数は、常にその他利用者に配慮しなければいけない事を自覚していますので、そういった活動のチャンスがあれば積極的に参加する意思を持っていると思っています。	山道での整備改善についてですが、本市で紹介するハイキングコース上で、必要最低限の安全確保のため毎月1回のパトロールを実施し、危険木の処理を実施しています。 市では現在行っている整備以上の規模で整備することは考えていませんが、既に実施している山道に関わる活動も踏まえ、利用者の皆様に山道整備への御協力をいただけるような機会創出について検討してまいります。
23	条例全体について	③「危害を及ぼすような乗り入れ」という曖昧な表現ではなく、山道での自転車の走行について守るべきマナーについて、識者の意見を聞き、ガイドラインを明示すべきです。 三浦半島マウンテンバイク・プロジェクトでは、マナー向上のための自主ルールブックを作成、配布しています。山道で歩行者に危険を及ぼす可能性のある状況について知見があり、ガイドライン策定について協力出来るかと考えています。	条例制定後のマナー啓発にあたり、参考といたします。
25	条例全体について	昨今の民間で行われている駅や公共施設などを安心・快適に利用するために、マナー向上を訴える広告などを多く目にすると思います。そのなかでも以前のように禁止行為を羅列する手法から、どうしたら安心快適になるのかを具体的に提示したものが増えています。その方がダメと言われる心理より、こうしたら良くなるという前向きな取り組みとして協力をしてもらいやすいからだと思います。下記は一例ですが表現の仕方まで違って見えてきます。 マナー向上を広く訴える取り組みであればこそ、そのような表現に努めれば効果的なのではないのでしょうか？ 例) 9. 迷惑行為 公共の場所における迷惑行為にならないよう、次のように行動しましょう。 キ. 狭あいな場所や混雑した場所、舗装されていない山道等を走る場合、歩いている人に出会ったときは、必ず走ることをやめ、(恐怖感や不快感を与えないために)歩いてすれ違い、また追い越すこと。 (2) 次に掲げる行為 ア狭あいな場所や混雑した場所、舗装されていない山道等へ自転車、バイク等の車両で乗り入れる場合は歩行者に出会ったときは、必ず原則や停止や降車するなどして(恐怖感や不快感を与えないために)すれ違い、また追い越すこと。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。 なお、マナー向上につながるよう、呼びかけの表現についてはいただいた御意見を参考にしてまいります。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
26	条例全体について	鎌倉は、かつて(20年ほど前)は天園まで自転車で乗り入れたことがあります、ハイキングコースは乗り入れ禁止と認識しているため、最近では市境の一部山道を通行することがあるくらいです。今回の取り組みはとても興味深く感じております。というのも、普段山道を利用するマウンテンバイカーが、町中でのマナー向上に協力できるのでは、と感じたからです。 状況の異なる人がすれ違う際に思いを共有することは難しく、お互いに意志がなければ何を考えているのか、当たり前のことですがわかりません。町の中では服装も一緒に目的も多様なために特に難しいですが、山道の中では進む方向が限定される上に場を共有しようとする意識があるので、多少意思を慮るハードルが低いと感じています。共有する意識の表れとして、山の中ですれ違う際にほとんどの人に挨拶をするし、また挨拶し返してくれる方ばかりです。 町中で同じなのはこちらが乗り物、相手が徒歩という状況で速度差があることです、違いとしては、すごく狭い場所や片側が崖の場合やぬかるんでいる場所があることです。まっすぐな道であれば見通しがよいため配慮することはできるのですが、曲がっていると直前まで気がつくことができません。しかし、当地の山道は道が狭いことが逆に良い点が多いです。草木が近くて心地よく、スピードを出さなくても風景が流れていくので、爽快感を得られることです。 そのような矛盾した状況でどのように相手を配慮するかというと、仲間と話し合ったところ、やはり道、地形と相手の行動を深く認識することかと思います。例えば散策者によく道を聞かれるのですが、その際に地図の書かれたガイド本をみせてもらう事があります。私たちはつい自転車のことばかり考えがちで、散策の方達が何を手がかりに山に入ってくるのか、相手の持つ地図を理解したり(逆に我々は地図を持っています)、その場所についてももっとよく知らねばならないと感じています。会話する際に景色や草木の話しにも発展するので、そのような知識もコミュニケーションするきっかけになります。年配ハイカーの人たちの中には、そういうことがうれしい方もおられますし、そういうことを学ぶ機会もあるとよいです。 町中でも、見通しが悪い場所では出会い頭にぶつかることがよくあります。山道は草が茂ってブラインドになって見通しが悪い箇所が多くあり、危険性が確認された場所について許可を得て草刈りをするなどすれば、気持ちよく通行することができると思えます。下草は季節によってはかなり生い茂り、かつ長いルートの作業は手が届かないため、私たちのような繰り返し同じ場所を訪れるアクティビティの方が管理に協力ができると、山の整備を手伝った経験上感じています。その結果として陽光の入る山中はより神秘的で気持ちよく感じ、多くの人来て良かったと思ってもらえると思います。 この相手の事を知って、場所の準備をするということを踏まえて、すれ違う対称となる観光客、同じような立場のトレイルランナーの方、地域の方々と共有することが必要だと思います。他地域のマウンテンバイク団体では山道でのマナーを共有する活動をされているところもあり、そのような相互のマナーを学ぶ機会を当地でも行うことができれば、鎌倉の山道の歩き方、やがては町中の混雑した場所でのマナーも共有し合えるのでは、と思いました。 最後になりましたが、オートバイとマウンテンバイクは二輪ですが似て非なるものです。エンジンを回してタイヤを動かしている、滑ってもどンドンアクセルを開けて進めてしまうため、路面に対するダメージの大きさなどが全く違います。スピード、重さ、取り回しやすさも段違いであり、これと一緒に考えることはぜひ避けていただきたいです。オートバイの方には、もっとスピードを落として楽しめるマウンテンバイクを紹介していきたいですね。 これを機会に多様な意見が交わされ、それらが積み上げていけることを期待しています。長文失礼しました。	御意見として、受け止めます。 なお、市では紹介しているハイキングコースにおける必要最低限の安全確保以上の規模での整備については考えていませんが、現在既に実施している山道の利用者による自主的な活動も踏まえ、利用者の皆様に山道整備へのご協力をいただけるような機会創出について検討してまいります。
30	条例全体について	マナー向上の条例案の鎌倉の山道やハイキングコースの利用について、私たち●●が提唱する”歩く人に出会ったら歩く人になろう”を汲んでいただいたことに素直に感謝いたします。 これは致し方ないことかもしれませんが、今回の条例策定にあたって、トレイルラン禁止に関する陳情の背景をはじめ知った方がトレイルランナーに対して印象を悪くする心配があります。また、これから鎌倉のトレイルを走ってみたいという方の意向を制限してしまう可能性があります。 ぜひ補足として鎌倉は、”トレイルランナーもウエルカムです”という旨を盛り込んでいただきたいと思います。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、誰もが気持ち良く過ごすことができる場所であるためにマナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
31	条例全 体につ いて	「今回発表された「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案をよく読むと、一部に確認すべき箇所はありますが、おおよそ納得、理解できる内容だと思います。特に「●●」が強く提唱してきた「歩く人に会ったら、歩く人になろう」という、道幅の狭いトレイルでのすれ違い、追い越しのルールが尊重されている点は高く評価できます。」と書かれています。これは、条例素案に「山道等の狭い場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。」が迷惑行為としてあげられていることを意味していますが、当協会が発行した『トレイルランニング 安全・マナーガイド』でも「トレイルは譲り合ひましょう」「すれ違い・追い越しは必ず歩いて」と呼びかけているので、異論はありません。そして条例素案にはもう一つの迷惑行為として「山道等の狭い場所や混雑した場所で、走行タイムを競う競技会等を開催すること。」が挙げられていますが、そもそも鎌倉のトレイルで周囲への配慮のない危険なレースが行われていたことが問題のきっかけだったと聞いているので、これも理解できます。 しかしその上で、トレイルランニングを健全な市民スポーツとして普及させることを目的としている当協会としては、条例素案に対する懸念も申し上げたいと思います。その懸念は2つの項目に分かれます。 1【この条例の位置付けと、他の自治体や団体への影響について】 今回の条例素案は、鎌倉市という地域に限定したものだとは理解しています。市街地、観光地のすぐ裏に多くのハイキングコースやトレイルが存在する鎌倉の環境はある意味特殊です。この条例は、そのように貴重な自然環境を大切に、多くの観光客や長く暮らす市民のみならずと共に、トレイルランニング愛好者(トレイルランナー)がトレイルを共有していくためのルールであり、決してトレイルランニングそのものを規制するのではなく正しくマナーを守って走ることを奨励するものだと思っ止めています。 しかし行政が定めた条例や規定というものは、その文言自体が独り歩きし、本来の目的を離れて広がってしまうことがよくあります。つまり「鎌倉市がこのような条例を定めたのだからうちの市町村でも同様の条例を作ってトレイルランニングを規制しよう」というように他の自治体に広がってしまうことを懸念しているのです。トレイルと呼ばれる山林の道はどんな地域にも存在しますが、その環境や利用状況は地域によって全く異なります。例えば、トレイルランナーが走ることで廃れていた道が蘇り、地域に活気が戻った例は日本各地に数多くあるのです。そのような例は鎌倉市とは正反対のケースとも言えるでしょう。トレイルの利用と共有については、その地域地域で行政や住民とトレイルランナーがオープンな議論をし、実情に合った利用法やルールを定めていくことが必要だと考えています。ですので、もし他の自治体や市民団体、環境団体などからこの条例に対する問い合わせがあった場合は、鎌倉の地域特性と、ここに至った問題や議論の経緯を丁寧に伝えていただきたいと思います。 言い方を変えれば、鎌倉市はこのような条例を作った先駆者なのですから、その責任を持っていただきたいということです。そして鎌倉市においても、条例を作っただけで終わらずに、今後も引き続き、開かれた対話の場や議論の機会を作っていただくことを望みます。	本条例は、滞在者等のマナーの向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を目指すものです。 このため、一部の行為やスポーツを禁止、規制するのではなく、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることで意識啓発を図るものです。 条例の表現によって、誤解を招いたり、極端な解釈がされないよう解説を付すとともに、条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
2	罰則につ いて	① 罰則規定を明示したほうが良い。 (理由) マナーだけだと注意しても無視される恐れ大。 マナー、マナーと言うより、権利と義務をベースに条例案を作成した方が良くと思います。 罰則のないものは、話題にも上りません。 ② 監視をどうするか考えた方が良い。 (理由) 覆面パトのようなものを設置してはどうか。 出来れば、ボランティア(含む、シルバー人材)で組織すれば良い。 ③ 観光案内所や駅等にポスターで掲示する。 映画館で映写前に映されている禁止事項のような表現方法で 以上です。	条例検討にあたり、禁止や規制を行う条例としても、そのエリアが広範囲にわたるため監視が困難であることから、条例の実効性を担保することができないため、迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることとしました。 単なるマナーの呼びかけとならないよう、いただいた御意見を参考に、条例の内容説明に努めてまいります。

提出 No	意見 種別	意見(原文) ※写真、イラストは除きます	市の考え方
3	罰則について	条例制定に賛成いたします。ただし、条例を定めても、個々人のモラルなどに依拠することが多いので、やはり、罰則については、ちゃんと科すことが肝要かと思えます。今回の「行為」には、ペットに関する項目が足りないと思いました。ペット連れが糞などを残すことも見られます。いずれにせよ、「見られていないからいいや。」「なんで私が怒られるの?」といった方々が多いですから、抑止力をいかに上げるかに工夫が必要と感じました。	いただいた御意見を参考に、条例の制定に向けて、進めてまいります。条例検討にあたり、禁止や規制を行う条例としても、そのエリアが広範囲にわたるため監視が困難であることから、条例の実効性を担保することができないため、まずは迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることとしました。単なるマナーの呼びかけとならないよう、いただいた御意見を参考に、条例の内容説明に努めてまいります。なお、ペットについてですが、「神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例」の中で、飼養者の遵守事項として、公共の場所を損壊し、又は汚物で汚さないことを規定しており、改めて本条例で迷惑行為としては挙げません。
12	罰則について	条例を制定しても、これに基づいて取り締まる組織がないと、問題の根本的解決にはつながらない。誰が見廻りに責任を負うのか、迷惑行為に被害を受けた人がどこへ訴えたらどのような対処をされるのか(罰金〇〇円の支払いを命じられるなど)そこまで明文化して欲しい。	条例検討にあたり、禁止や規制を行う条例としても、そのエリアが広範囲にわたるため監視が困難であることから、条例の実効性を担保することができないため、迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることとしました。単なるマナーの呼びかけとならないよう、いただいた御意見を参考に、条例の内容説明に努めてまいります。
13	罰則について	2 問題点として 罰則規定の無い条例なので、如何に周知して貰うかが重要なことと考えます。運用方法を考えることが大きな課題と思います。	単なるマナーの呼びかけとならないよう、いただいた御意見を参考に、SNSや看板を活用した情報発信や条例の内容説明に努めてまいります。
18	罰則について	2. ●●を中心とする団体観光客のマナーの悪さを規制するための罰則を含め条例にすべきだと考える。対象は観光客等。	条例検討にあたり、禁止や規制を行う条例としても、そのエリアが広範囲にわたるため監視が困難であることから、条例の実効性を担保することができないため、迷惑行為を規定し、マナーを呼びかけることとしました。本市を訪れる外国人観光客に御理解いただけるよう、十分な周知に努めます。
1	その他	「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要について 大筋は合っていると思いますが、下記を提案致します。 「1 背景」 (細部ですが念のため)〜〜ハイキング〜〜愛好団体他(風致保存会も)と協議〜〜 しかしながら、ハイキングコースを含めた全山稜部及び隣接市街地での〜〜 ⇒陳情にあるように、対象場所の主体はハイキングコースだが、それのみを問題にしたものではなかった。	いただいた御意見を参考に、条例の制定に向けて、進めてまいります。
14	その他	2) SNSを活用した条例の周知について 大いに賛成します。最近では、SNSを使ってトレイルランニングのグループランの参加者を集めているケースが増えているようです。 前述の団体の参加者も、当然SNSを利用していることが考えられるため、SNSを使って周知することは、効果的な手段と考えます。	条例制定後の周知の段階では、SNS、看板等の活用により分かり易く周知を行います。
22	その他	鎌倉市の観光都市として一番かんがえなくてはならない事の一つに道路の狭さがあると思います。鎌倉大仏に至る道路などはすれ違えないので、自動車道路に降りて歩く旅客も大変に多く、この不安全に対して観光都市と言えるわけがありません。歩行者が鎌倉に落とすお金が一番多くなることも鑑みず、歩行者天国などの範囲拡大を実施するとともに、長く時間のかかるセ Toback を導入すべきと考えます。旅行者のマナーを向上させるのは条例ではありません。もちろん、条例があることは必要だと考えますが、これですべてが解決されるわけではありません。環境都市として自分たちでできる最低限の安全を確保することを最優先に考えなくてはならないと思います。条例の内容は他の観光都市を参考にすれば良いと思います。	御意見として、受け止めます。